

(案)

地域森林計画（変更計画）書

（富士川上流森林計画区）

自 平成19年 4月 1日
計画期間
至 平成29年 3月31日
(変更年月 平成22年12月)

山 梨 県

変更理由

1 要整備森林の指定

平成22年7月21日付で、山梨市地内の民有林が特定保安林に指定された。知事は、県内の保安林が特定保安林に指定された場合、森林法第39条の4第1項に基づき、当該特定保安林が指定の目的に即して機能することを確保するため、要整備森林の所在、要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期、その他必要な事項について定めなければならないことから、地域森林計画を変更するものである。

2 要整備森林の解除

甲州市勝沼町菱山字下大滝 5504-10、5504-11 地内の要整備森林において整備完了が確認されたので、当該森林における記載を削除する。

3 林道の開設路線の追加

人工林の適切な整備・管理と間伐材の利活用及び公益的機能の高度発揮を図るため、北杜市内において林道比志海岸寺1号支線、山梨市内において川上牧丘1号支線をそれぞれ追加するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

1	自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け	
	(1)自然的背景	1
	(2)社会的経済的背景	1
	(3)計画区内森林の現況	1
2	計画樹立に当たっての基本的な考え方	
	(1)計画区の課題	1
	(2)計画の基本的事項	1
3	計画事項の概要	
	(1)計画の対象とする森林の区域	1
	(2)森林の整備及び保全に関する事項	1
	(3)伐採立木材積に関する事項	1
	(4)造林に関する事項	1
	(5)間伐及び保育に関する事項	1
	(6)公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2
○	(7)林道の開設等に関する事項	2
	(8)森林施業の合理化に関する事項	2
	(9)森林の土地の保全に関する事項	2
	(10)保安施設に関する事項	2
○	(11)特定保安林の整備に関する事項	2
	(12)保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	2
	(13)その他必要な事項	2

II 計画事項

1	計画の対象とする森林の区域	
	(1)地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積	3
	(2)地域森林計画の対象に含めない森林	3
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1)森林の有する機能別の森林の所在及び面積	3
	(2)森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
	(3)その他必要な事項	3

3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	
	(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	3
	(2) 伐採立木材積	3
	(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	3
4	造林面積その他造林に関する事項	
	(1) 造林に関する基本的事項	3
	(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	3
	(3) その他造林に関する必要な事項	3
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	4
	(2) 間伐立木材積	4
	(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	4
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準	4
	(2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針	4
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
	(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	4
○	(2) 開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	4
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	4
	(4) その他必要な事項	4
8	森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林施業の共同化の促進	4
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保	4
	(3) 林業機械の導入の促進	4
	(4) 作業路等の整備	4
	(5) 林産物の利用の促進のための整備	4
	(6) 特用林産物の生産の振興	5
	(7) その他必要な事項	5
9	森林の土地の保全に関する事項	
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5
	(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	5
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
	(4) その他必要な事項	5

10	保安施設に関する事項	
	(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等	5
	(2)保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	5
	(3)実施すべき治山事業の数量	5
	(4)その他必要な事項	5
11	特定保安林の整備に関する事項	
○	(1)要整備森林の所在及び面積	5
○	(2)要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期	5
○	(3)その他必要な事項	5
12	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(1)保健機能森林の区域の基準	6
	(2)その他保健機能森林の整備に関する事項	6
13	その他必要な事項	
	(1)法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	6
	(2)森林の保護及び管理	6
	(3)その他必要な事項	6

本文中、前計画書とは平成19年4月1日施行の地域森林計画書及び平成20年3月、平成20年12月、平成21年12月変更の地域森林計画変更計画書である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項又は項目のみを記載することとし、項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的背景

前計画書のとおり。

(2) 社会的経済的背景

前計画書のとおり。

(3) 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画区の課題

前計画書のとおり。

(2) 計画の基本的事項

前計画書のとおり。

3 計画事項の概要

(1) 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

(2) 森林の整備及び保全に関する事項

前計画書のとおり。

(3) 伐採立木材積に関する事項

前計画書のとおり。

(4) 造林に関する事項

前計画書のとおり。

(5) 間伐及び保育に関する事項

前計画書のとおり。

(6) 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(7) 林道の開設等に関する事項

林道計画量

(単位:路線 本、延長 km 林道密度m/ha)

区 分	開 設		改 築		改 良		舗 装		林道 密度	
	路線	延長	路線	延長	路線	延長	路線	延長		
現 況		1,104.0							7.50	
計 画	前期	-	41.5	-	40.0	-	111.5	-	102.3	7.79
	後期	-	23.4	-	52.1	-	137.4	-	110.7	7.66
計	33	64.9	39	92.1	191	248.9	124	213.0	7.95	
期末計		1,168.9								
目標林道網		1,180.0							8.02	

注) 前期計画:平成19~23年度 後期計画:平成24~28年度 目標林道網:平成35年度

(8) 森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(9) 森林の土地の保全に関する事項

前計画書のとおり。

(10) 保安施設に関する事項

前計画書のとおり。

(11) 特定保安林の整備に関する事項

次表のとおり。

区 分	箇所数	面 積
要整備森林	1	4.92ha

(12) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(13) その他必要な事項

前計画書のとおり。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

(1) 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

前計画書のとおり。

(2) 地域森林計画の対象に含めない森林

前計画書のとおり。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

前計画書のとおり。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

前計画書のとおり。

(2) 伐採立木材積

前計画書のとおり。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

前計画書のとおり。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

前計画書のとおり

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

(3) その他造林に関する必要な事項

前計画書のとおり。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

前計画書のとおり。

(2) 間伐立木材積

前計画書のとおり。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

前計画書のとおり。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

前計画書のとおり。

(2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

次表のとおり。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等									
ア 開設または拡張すべき林道									
単位: 延長km									
区 分	開 設				拡 張				
	新 設		改 築		改 良		舗 装		
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
中 北	甲 府 市	3	7.6	2	3.1	6	7.7	6	9.7
	韭 崎 市			4	11.0	12	15.4	6	13.5
	南アルプス市	5	5.0	5	20.2	13	24.5	8	21.0
	北 杜 市	6	11.6	16	22.0	66	68.3	45	67.3
	甲 斐 市	1	0.1	1	1.5	8	8.5	7	9.5
	中 央 市	1	0.1			1	1.5	1	3.0
	計	16	24.4	28	57.8	106	125.9	73	124.0
峡 東	山 梨 市	6	22.1	5	26.3	39	62.7	27	44.8
	笛 吹 市	2	3.6	2	2.5	20	20.8	8	11.8
	甲 州 市	9	14.8	3	5.5	26	39.5	16	32.4
	計	17	40.5	10	34.3	85	123.0	51	89.0
計 画 区 総 計		33	64.9	38	92.1	191	248.9	124	213.0
前 期			41.5		40.0		111.5		102.3
後 期			23.4		52.1		137.4		110.7

イ 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の内訳										
①開設 (単位: 延長km 面積ha 材積m ³)										
開設 拡張 の別	種別	市町村	路線名	延長	利用区域			国有林 道との 調整の 必要の 有無	備考	
					面積	材積				
						針葉樹	広葉樹			
開設	新設	甲府市	奥仙丈	3.5	597	41,015	19,344	無	県市基	
"	"	"	見越沢	0.1	95	20,940	464	有	市	
"	"	"	奥御岳支線	4.0	105	7,375	1,164	無	"	
"	改築	"	御岳	(1.1)	4,581	13,848	134,300	"	市基	
"	"	"	野猿谷	(2.0)	1,299	79,550	42,836	"	県市基	
小計			(2) 3	(3.1) 7.6						
開設	改築	韮崎市	御庵沢小武川	(1.0)	3,173	83,607	90,105	無	県基	
"	"	"	小武川	(4.0)	1,749	115,984	75,024	"	県市基	
"	"	"	小字沢	(4.0)	321	13,935	9,203	"	県	
"	"	"	鈴嵐	(2.0)	329	13,132	14,750	"	"	
小計			(4)	(11.0)						
開設	新設	南アルプス市	櫛形山支線	1.0	139	8,392	3,358	無	県	
"	"	"	築山	1.1	60	2,730	1,519	"	"	
"	"	"	沓沢上梅津	2.5	139	8,412	6,722	"	"	
"	"	"	高尾山支線	0.3	75	4,740	3,164	"	"	
"	"	"	秋山	0.1	120	9,200	5,300	"	"	
"	改築	"	櫛形山	(4.5)	2,459	155,769	74,834	"	県市基	
"	"	"	御庵沢小武川	(1.8)	3,655	87,433	111,817	"	"	
"	"	"	南アルプス	(8.1)	13,691	1,750,599	379,685	"	県基	
"	"	"	高尾山	(4.6)	282	7,226	8,040	"	県	
"	"	"	南高尾山	(1.2)	411	7,824	14,550	"	"	
小計			(5) 5	(20.2) 5.0						
開設	新設	北杜市	金ヶ岳	5.2	651	43,227	32,008	無	県基	
"	"	"	大平	0.1	200	9,200	6,800	"	市	
"	"	"	篠鉢山	4.3	628	23,807	10,203	"	県基	
"	"	"	つくえ	0.3	32	2,751	1,587	"	市	
"	"	"	加久保沢	1.2	53	980	2,630	"	市	
"	"	"	比志海岸寺1号支線	0.5	55	7,441	1,566	"	県	
"	改築	"	日向日影	(1.1)	185	6,175	6,507	"	県市	
"	"	"	周先ヶ原	(1.0)	245	4,602	8,194	"	県	
"	"	"	小川山	(3.0)	624	83,147	29,415	"	"	
"	"	"	檜山	(1.0)	559	46,242	22,098	"	県市	
"	"	"	小森川	(1.0)	907	16,123	45,290	"	県基	
"	"	"	茅ヶ岳	(4.0)	255	9,224	4,372	"	県市	
"	"	"	並木上	(1.0)	371	26,054	5,794	"	県	
"	"	"	古杣川	(1.0)	808	35,308	12,891	"	"	
"	"	"	雨乞尾白川	(3.0)	2,288	112,770	117,139	"	県市基	
"	"	"	釜無山	(0.5)	672	23,836	47,370	"	県	
"	"	"	白須	(0.8)	72	1,816	1,554	"	市	
"	"	"	本村	(0.6)	50	1,275	504	"	"	
"	"	"	神宮	(1.0)	224	4,840	4,352	"	"	
"	"	"	滝道川	(0.5)	91	1,343	7,531	"	"	
"	"	"	田沢上	(0.5)	116	654	298	"	"	
"	"	"	釜無川右岸	(2.0)	2,024	48,970	66,766	"	市基	
小計			(16) 6	(22.0) 11.6						
開設	新設	甲斐市	安寺下福沢	0.1	250	1,150	3,100	無	市	
"	改築	"	寺平千田	(1.5)	113	10,419	5,215	"	"	
小計			(1) 1	(1.5) 0.1						
開設	新設	中央市	大鳥居	0.1	476	20,526	22,477	無	県市	
小計			1	0.1						
中北開設計			(28) 16	(57.8) 24.4						

(単位:延長km 面積ha 材積m ³)									
開設 拡張 の別	種別	市町村	路線名	延長	利用区域			国有林 道との 調整の 必要の 有無	備考
					面積	材積			
						針葉樹	広葉樹		
開設	新設	山梨市	乾徳山	5.1	1,237	25,665	38,933	無	県基
"	"	"	塩平徳和	10.6	1,334	126,192	17,125	"	市基
"	"	"	塚本山	2.7	214	30,632	4,925	"	県
"	"	"	仏沢	0.1	210	289	8,660	"	市
"	"	"	徳和大平	1.0	129	4,700	680	"	"
"	"	"	川上牧丘1号支線	2.6	179	19,955	1,362	"	県
"	改築	"	川上牧丘	(10.0)	27,777	55,376	53,193	"	県基
"	"	"	杣口	(9.3)	1,553	50,869	63,895	"	"
"	"	"	鶏冠山	(3.0)	4,349	436,281	92,891	"	"
"	"	"	乾徳山	(1.0)	1,237	25,665	38,933	"	"
"	"	"	黒金山徳和	(3.0)	701	25,364	14,552	"	県
小計			(5) 6	(26.3) 22.1					
開設	新設	笛吹市	崩山稲山	0.1	214	11,108	4,584	無	市
"	"	"	鶯宿中芦川	3.5	267	12,687	23,580	"	市
"	改築	"	蕪入上芦川	(2.0)	1,174	17,673	42,292	"	県市基
"	"	"	大窪鶯宿	(0.5)	720	11,438	22,059	"	県市
小計			(2) 2	(2.5) 3.6					
開設	新設	甲州市	大蔵沢大鹿	1.6	1,224	57,248	65,617	無	県基
"	"	"	京戸岩崎山	1.6	860	48,802	17,196	"	県基
"	"	"	中道沢	1.9	253	11,270	20,364	"	県
"	"	"	源次郎	5.0	360	10,227	5,451	"	県市
"	"	"	大洞沢	0.1	572	14,243	15,592	"	市
"	"	"	大見山	0.1	101	5,556	6,526	"	"
"	"	"	思若美	0.1	73	5,765	7,013	"	"
"	"	"	大ダール	2.4	1,122	74,971	28,462	"	都基
"	"	"	高芝	2.0	120	17,684	3,694	"	県
"	改築	"	菱山深沢	(1.6)	876	53,155	30,571	"	県基
"	"	"	砥山	(1.0)	217	6,335	6,941	"	県
"	"	"	泉水横手山	(2.9)	2,678	168,797	180,947	"	都基
小計			(3) 9	(5.5) 14.8					
峡東開設計			(10) 17	(34.3) 40.5					

②改良、③舗装については前計画書のとおり。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進

前計画書のとおり。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

前計画書のとおり。

(3) 林業機械の導入の促進

前計画書のとおり。

(4) 作業路等の整備

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための整備

前計画書のとおり。

(6) 特用林産物の生産の振興

前計画書のとおり。

(7) その他必要な事項

前計画書のとおり。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

11 特定保安林の整備に関する事項

(1) 要整備森林の所在及び面積

次表のとおり。

(2) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

次表のとおり。

(3) その他必要な事項

次表のとおり。

(単位：面積 ha)

特定 保安林	市町村	要 整 備 森 林				実施すべき施業の方法及び時期				そ 他 必 要 事 項	備 考
		番 号	所 在		面 積	保 育					
			位 置	林 小 班		種 類	面 積	方 法	時 期		
5 水	山梨市	1	三富川浦 広瀬 1817-1 ほか	207	4.92	本数 調整伐	4.92	35 % 間伐	H24.12		
	合 計	1			4.92		4.92				

12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

13 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 森林の保護及び管理

前計画書のとおり

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。